第３回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

連結注記表

個別注記表

（2016年３月１日から2017年２月28日まで）

株式会社コメダホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称			第１回新株予約権（注１）	第４回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議の日			2014年11月28日	2014年11月28日	2015年５月29日
新株予約権の付与日			2014年12月１日	2014年12月１日	2015年６月１日
新株予約権の数			7,580個	730個	1,516個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注２）			当社普通株式 1,137,000株（新株予約権１個につき150株）	当社普通株式 109,500株（新株予約権１個につき150株）	当社普通株式 227,400株（新株予約権１個につき150株）
新株予約権の払込金額			無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注２）			新株予約権１個につき50,100円（１株につき334円）	新株予約権１個につき68,100円（１株につき454円）	新株予約権１個につき101,100円（１株につき674円）
権利行使期間			2014年12月１日から2023年５月31日		2015年６月１日から2025年５月29日
行使条件			（注３）		（注４）
役員の保有状況（注５）	取締役（監査等委員・社外取締役を除く）	新株予約権の数：	7,280個	－個	1,516個
		目的となる株式数：	1,092,000株	－株	227,400株
		保有者数：	3名	－名	3名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数：	－個	300個	－個
		目的となる株式数：	－株	45,000株	－株
		保有者数：	－名	1名	－名

（注）１．第１回新株予約権は、株式会社コメダが、同社の取締役に対して発行した新株予約権のうち、株式会社コメダが株式移転により当社を設立した日（2014年11月28日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社コメダから当社が承継したものであります。

２．2016年４月１日開催の臨時株主総会において、2016年４月20日付で普通株式１株につき150株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

３．第１回及び第４回新株予約権行使の条件

① 新株予約権者は、(ｱ)2014年12月１日現在において当会社議決権株式の過半数を保有する株主（以下、「本株主」という。）が、グループ会社（本株主に投資上のアドバイスを提供する会社及び同社がサービスを提供するファンド並びにこれらが投資上のアドバイスを提供する会社、法人、組合その他の団体及びこれらの関係会社その他の関係者）に属さない第三者に対してその保有する当社の株式を譲渡する場合（当該譲渡の結果本株主が当会社に対して直接に有する議決権の比率が66.7%未満（希薄化後）となる場合及びこれ以降の一切の譲渡に限る。以下、「本株式第三者譲渡」という。）又は(ｲ)当会社の株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場されることを条件として、またそれらの場合に限り、(ｱ)の場合は、本株式第三者譲渡後当該譲渡の実行日が終了するまでの間において、また、(ｲ)の場合は、上場日又は登録日以降において、それぞれ新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権は、辞任、退任、解任等の理由の如何を問わず、当会社及び当会社の子会社の取締役、執行役員又は従業員（当社が別途定める要件を満たすアルバイト及び契約社員を含む。）の地位を失った場合（但し、取締役の場合は、任期満了後直ちに再任された場合を除く。）、新株予約権を行使することができないものとする。但し、退職後も新株予約権の行使を認める旨の当会社取締役会の承認があった場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使はできないものとする。但し、新株予約権者の死亡後もその新株予約権を相続した者による新株予約権の行使を認める旨の当会社取締役会の承認があった場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者は、本株式第三者譲渡がなされた場合、その実行日の翌日以降、当該新株予約権者が保有するいかなる新株予約権も行使できないものとする。

⑤ 本要項に規定される条項の下で行使できなくなった新株予約権は、消滅するものとする。

4．第６回新株予約権行使の条件

① 新株予約権者は、(ｱ)2015年６月１日現在において当会社議決権株式の過半数を保有する株主（以下、「本株主」という。）が、グループ会社（本株主に投資上のアドバイスを提供する会社及び同社がサービスを提供するファンド並びにこれらが投資上のアドバイスを提供する会社、法人、組合その他の団体及びこれらの関係会社その他の関係者）に属さない第三者に対してその保有する当社の株式を譲渡する場合（当該譲渡の結果本株主が当会社に対して直接に有する議決権の比率が66.7%未満（希薄化後）となる場合及びこれ以降の一切の譲渡に限る。以下、「本株式第三者譲渡」という。）又は(ｲ)当会社の株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場されることを条件として、またそれらの場合に限り、(ｱ)の場合は、本株式第三者譲渡後当該譲渡の実行日が終了するまでの間において、また、(ｲ)の場合は、上場日又は登録日以降において、それぞれ新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権は、辞任、退任、解任等の理由の如何を問わず、当会社及び当会社の子会社の取締役、執行役員又は従業員（当社が別途定める要件を満たすアルバイト及び契約社員を含む。）の地位を失った場合（但し、取締役の場合は、任期満了後直ちに再任された場合を除く。）、新株予約権を行使することができないものとする。但し、退職後も新株予約権の行使を認める旨の当会社取締役会の承認があった場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使はできないものとする。但し、新株予約権者の死亡後もその新株予約権を相続した者による新株予約権の行使を認める旨の当会社取締役会の承認があった場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者は、本株式第三者譲渡がなされた場合、その実行日の翌日以降、当該新株予約権者が保有するいかなる新株予約権も行使できないものとする。

⑤ 本要項に規定される条項の下で行使できなくなった新株予約権は、消滅するものとする。

5．社外取締役（監査等委員を除く）は、新株予約権等を保有しておりません。

② 当事業年度中に当社及び当社の子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,600
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,100

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などの確認の上、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人は、2015年12月22日に金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2016年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2016年４月１日付取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は、次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 原則として毎月１回、必要があるときは随時開催される取締役会において意思決定される重要な職務の執行に関する事項が、法令、定款及び取締役会規則等の社内規程に適合するよう、業務を執行しない社外取締役を含めた取締役により監督を行う。
- 取締役は法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、コンプライアンス規程に基づき、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。
- 使用人に対しては、コンプライアンス規程の運用や研修システムなどを活用したコンプライアンス教育により、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- コンプライアンス規程に基づき、定期的に代表取締役直轄のコンプライアンス委員会を開催し、徹底すべき事項を特定の上、取締役及び使用人にコンプライアンスの教育・啓蒙を行う。
- 業務における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
- 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査室による監査を実施する。
- 内部通報制度として、コンプライアンス全般におけるヘルプラインを設置する。
- 当社は、コンプライアンス宣言において、反社会的又はこれらに類する団体や個人との関係を一切持たない旨定めている。また、反社会的勢力への対応マニュアルを定め、これに基づき、警察をはじめとする外部の専門機関との連携を図るなど、組織全体で速やかに対処する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び保存期間など管理方法を定めた文書管理規程、情報システムセキュリティ規程、その他の関連規程に則り、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程に基づき、定期的に代表取締役直轄のリスク対策委員会を開催し、経営管理本部が当社グループのリスクを網羅的に把握・管理する。また、経営管理本部は、各部署のリスク対策委員とともに対応策を検討し、リスクの最小化に努める。

・内部監査室は、リスク防止の観点から、各部署のリスク管理状況に関する内部監査を行い、その結果を代表取締役・監査等委員会・リスク対策委員会に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会が原則として毎月１回、必要があるときは随時開催されるほか、法令に従い書面にて取締役会決議を行うことができるものとする。

・決裁権限規程によって各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

・中期経営計画の基礎である毎年度の基本的な経営方針・計画を軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ⅰ）当社は、子会社を統括する本部を、関係会社管理規程で定め、これに基づき重要事項を承認又は報告を受理し、子会社の適正な管理を行う。

ⅱ）当社は、子会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況について、当社取締役会において、定期的に報告を受ける。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制

ⅰ）リスク管理に関するリスク管理規程を子会社との共通規程として定め、当社グループ全体のリスクを網羅的に管理する態勢を構築する。

ⅱ）当社内部監査室が、当社グループ全体を対象とした内部監査を実施する。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画等で定める当社グループの戦略に基づき、経営管理本部が中心となって子会社の経営管理・指導を行い、当社グループ全体の業務の効率化及び適正化を図る。

・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）コンプライアンス委員会で子会社のコンプライアンスに関する管理を行い、当社グループ全体のコンプライアンス態勢の確立を図る。

ⅱ）子会社が適法・適正な業務執行を行っているかどうかを確認するため、内部監査室による監査を実施する。

ⅲ）子会社の取締役及び使用人も利用できる当社グループ共通の内部通報制度として、ヘルプラインを設ける。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

⑦ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会の職務の補助をすべき取締役（監査等委員を除く）及び使用人に関する体制並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ）監査業務の補助に足る能力と知識を有する補助使用人を置く。

ⅱ）補助使用人は、専任であることを要しないが、監査等委員会の指揮命令権を他より優先するとともに、当該補助使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要とする。

・当社グループの取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

ⅰ）取締役会以外の重要な会議等についても、監査等委員が出席し意見を述べる機会を確保する。

ⅱ）監査等委員会は、必要に応じて、当社グループの重要情報を閲覧又は謄写し、取締役（監査等委員を除く）及び使用人に対してその説明を求めることができる。

ⅲ）取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報内容、その他監査等委員会が必要と認めた事項について監査等委員会に報告する。

ⅳ）監査等委員会に報告を行った者又は内部通報システムに情報を提供した者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

ⅴ）監査等委員会は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に係る費用を当社に対して請求した場合は、監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、当社は当該費用を負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は次のとおりです。

・当事業年度においては、取締役会を20回開催、コンプライアンス委員会及びリスク対策委員会をそれぞれ３回開催しました。

・使用人に対するコンプライアンスの啓発活動として、コンプライアンス通信を原則毎月配信しました。

・フランチャイズ加盟店に対するコンプライアンス啓蒙活動として、労務及び店舗で発生しうるリスクについて解説書を２回配信しました。（2016年９月、2016年12月）

また、フランチャイズ加盟店に対しても、2017年２月よりコンプライアンス通信の配信を始めました。

・ヘルプライン窓口に入電された情報は、コンプライアンス委員会で情報共有を図るとともに、適切に対応しました。

・内部監査室は、子会社を含めた当社グループの事業拠点（事務所、店舗及び工場）に対して、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を年間延べ87件行いました。

・常勤の監査等委員は、取締役会や経営連絡会等の重要会議にすべて出席し、公認会計士として専門的見地から適宜発言を行っております。なお、専任ではありませんが、監査等委員会を補助する使用人１名を置き、監査等委員会の補助にあたらせています。
・当社は、関係会社管理規程に従って、事業会社である子会社から必要事項の報告を受けています。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数　　１社

② 主要な連結子会社の名称　株式会社コメダ

2．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(ⅰ)償却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とする事業モデルに基づき資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いにかかわるキャッシュ・フローのみが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。

(ⅱ)公正価値で測定する金融資産

(ⅰ)以外の金融資産は公正価値で測定する金融資産に分類し、公正価値の変動額を純損益として認識しております。

(ⅲ)金融資産の認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅した場合、又は譲渡により実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。当社グループが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、支配を保持していない場合には、当該金融資産の認識の中止を行っております。

(ⅳ)金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。また、各報告日において、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、

当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重額
・貨幣の時間価値
・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、営業債権及びその他の債権については、過去の信用損失の実績に基づいて予想信用損失を見積り、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

② デリバティブ

当社グループは、変動金利借入金の金利変動のリスクをヘッジするために金利スワップ契約を締結しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

③ たな卸資産

たな卸資産は、取得原価又は正味実現可能価額のうちいずれか低い価額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

たな卸資産の原価は、主として総平均法に基づいて算定しております。

(2) 重要な減価償却資産・償却資産の減価償却・償却及び減損の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産が複数の構成要素からなり、それぞれ耐用年数が異なる場合には、別個の有形固定資産項目として計上しております

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、有形固定資産は各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。

リース資産については、リース契約の終了時までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

・建物及び附属設備　　10－38年
・構築物　　８－20年
・機械設備及び車両運搬具　６－17年
・工具、器具及び備品　　３－10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

② のれん

のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

のれんは償却を行わず、毎第４四半期会計期間中又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損の方法については、④非金融資産の減損に記載のとおりです。

③ その他の無形資産

その他の無形資産の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。

耐用年数の確定できる無形資産は当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

主要な無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

・ソフトウエア　　５年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

④　非金融資産の減損

たな卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。

のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。

その他の資産については、過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間価値の影響に重要性があるため、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、金利スワップをヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジ手段は、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって継続的に評価しております。

当社グループは、金利スワップをキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めております。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、その他の包括利益から控除し、ヘッジ手段と同一の項目で損益に振り替えられております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に損益で認識しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(5) 外貨建取引

外貨建取引は取引日の為替レートによって換算を行っております。当初認識後、貨幣項目については、決算日における為替レートで換算替えを行い、公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算を行っております。これらの換算差額は損益として計上しております。

なお、取得原価で測定されている非貨幣性項目は、換算替えを行っておりません。

(6) 収益の認識基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

収益区分ごとの認識基準は次のとおりであります。

① 物品の販売

物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しております。

当社グループにおける主な物品の販売に関する収益認識の方針は次のとおりであります。

・卸売（食材等の販売）

当社グループはＦＣ加盟店へ食材等の商品を販売しており、商品の引き渡し及び検収書の受領等契約上の受渡し条件が履行された時点をもって収益を認識しております。

・直営店売上

お客様に飲食物を提供し、その代金決済が完了した時点で収益を認識しております。

② 工事契約

・店舗開発収入

当社グループは、ＦＣ店舗における内装設備等に関する工事請負契約を締結しております。工事契約の結果が信頼性をもって見積ることができる場合、その工事契約に関連した収益及び原価は、その請負業務の報告期間の末日現在の進捗度に応じて、収益及び費用として計上しております（工事進行基準）。工事契約の成果が信頼性をもって見積ることができない場合、収益は発生した工事契約原価のうち回収される可能性が高い範囲でのみ認識しております。工事契約に関する予想損失は、直ちに費用として認識しております。

③　サービスの提供

サービスの提供からの収益は、収益の額を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性をもって測定でき、その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定可能な場合、取引の進捗度に応じて認識しております。

当社グループにおける主なサービスの提供に関する収益認識の方針は次のとおりであります。

・手数料収入

ＦＣ加盟店に対し、新規店舗開発に係るサービスを提供しており、収益は報告日までに提供したサービスに基づき認識しております。

④　ロイヤルティ取引

当社グループは、ＦＣ加盟店に対する店舗運営に係る継続的なフォローやノウハウ提供等を認めた契約によりロイヤルティを得ています。ロイヤルティ収入は、関連する契約の実質に従って発生主義で認識しております。

⑤　リース取引

リースに係る収益については、（7）リースに記載のとおりです。

(7) リース

① 当社グループが借手となるリース取引

(ⅰ)ファイナンス・リース

リース開始日に算定したリース物件の公正価値又はリース開始日に算定した最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で、連結財政状態計算書にその他の金融負債を認識しております。当初認識後、最低支払リース料総額は費用と負債残高の返済部分に配分します。その際、費用は、負債残高に対して一定の期間利子率となるように各期間に配分しております。

(ⅱ)オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに係る費用は、リース期間にわたって定額法によって認識しています。

② 当社グループが貸手となるリース取引

(ⅰ)ファイナンス・リース

リース開始日に算定したリース物件の公正価値又はリース開始日に算定した最低受取リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で、連結財政状態計算書に営業債権及びその他の債権を認識しております。当初認識後は、最低受取リース料総額は、収益と元本の回収部分に配分します。その際、収益は、正味リース投資未回収額に対して一定の期間利益率を反映する方法で認識しております。

(ⅱ)オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに係る収益は、リース期間にわたって定額法によって認識しています

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3．会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更により新たに適用している基準書及び解釈指針

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第１号	財務諸表の表示	財務諸表の表示及び開示の明確化
IAS第16号	有形固定資産	減価償却の許容される方法の明確化
IAS第38号	無形資産	償却の許容される方法の明確化

この基準の適用が、当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

4．連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権（流動資産）	754千円
営業債権及びその他の債権（非流動資産）	1,326千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 金融機関からの借入債務に係る担保に次の資産を供しております。

現金及び預金	4,780,537千円
有形固定資産	2,603,835千円
合計	7,384,372千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	1,797,497千円
長期借入金	23,372,957千円
合計	25,170,454千円

(3) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,400,979千円

(4) 財務コベナンツ

財務コベナンツの内容は以下のとおりであります。これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。なお、これに抵触する事象は生じておりません。以下のいずれの条項も、IFRSに基づく当社の連結財務諸表数値をベースとしております。

・各中間及び決算期末のレバレッジ・レシオを次の数値以下に維持すること

	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
中間	5.00	4.50	4.25	3.75	3.50
期末	4.75	4.25	4.00	3.50	－

・各決算期末における営業損益又は当期損益のいずれか一つ又は複数が赤字となった場合、その翌期における営業損益及び当期損益の全部を黒字にすること

５．連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　44,206,050株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年10月12日 取締役会	普通株式	資本剰余金	1,096,331千円	25円00銭	2016年 ８月31日	2016年 11月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2017年５月30日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年５月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,105,151千円	25円00銭	2017年 ２月28日	2017年 ５月31日

③ 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　939,150株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク）や市場リスク（為替変動リスク・金利変動リスク・価格変動リスク）に晒されています。当該リスクを回避又は低減するために、所定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループの方針として、投機的なデリバティブは行わないこととしております。

① 信用リスク

当社グループは、ＦＣ加盟店オーナーに対し営業債権等（売掛金、リース債権等）の形で信用供与を行っています。

このＦＣ加盟店オーナーの信用状況の悪化や経営破たんにより、営業債権等が回収不能となる信用リスクに晒されています。

当社グループでは、ＦＣ加盟店オーナーから保証金を受け入れるとともに、毎月、経営管理本部で取引先ごとに入金が遅延していないかモニタリングしており、遅延が認識された場合、各関連部署と連携をとり、その原因の調査、回収方法の検討を行い、債権の回収不能リスクの軽減に努めています。なお、営業債権及びその他の債権は、その大部分について回収期限以内に回収されております。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金（その他の金融資産）を差し入れる場合があります。建設協力金（その他の金融資産）は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期（最大21年）にわたります。

ただし、店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破たんにより変更した場合でも破たん以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金（その他の金融資産）に係る回収不能リスクは限定的と考えております。

差入保証金については、土地の所有者に対してその土地を賃借するために敷金、保証金を差入れる場合があります。敷金、保証金は、土地の賃貸借期間終了時に再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期（最大21年）にわたります。

店舗については、上記のとおり賃借権設定によりリスクは限定的と考えておりますが、土地の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金、保証金が回収不能となる信用リスクに晒されています。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行できないリスクであります。

当社グループはＦＣ加盟店オーナーのために店舗を建設するにあたって建設協力金（その他の金融負債）を預かる場合があります。建設協力金（その他の金融負債）は、店舗の賃貸期間にわたって返済するため、返済期間は長期（最大21年）にわたります。

ＦＣ加盟店オーナーから店舗運営の辞退、店舗譲渡の希望があった場合には、他に店舗運営を希望するＦＣ加盟店オーナーから新たに建設協力金（その他の金融負債）を預かるため、返済リスクは限定的と考えております。

預り保証金については、当社グループがＦＣ加盟店オーナーのために土地の所有者に対して差入保証金を支払う場合にはＦＣ加盟店オーナーから敷金、保証金を預かります。この敷金、保証金は差入保証金と同様、再契約しない場合には返済するため、返済期間は長期（最大21年）にわたります。

当社グループでは、入出金の予定額と実際の入出金額から毎月資金管理表を作成し、流動性リスクを管理しています。また、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っています。

③　為替変動リスク

為替リスクは、当社グループの機能通貨以外の通貨による取引から生じております。当社グループは、投資に関連する為替変動リスクに晒されております。

④　金利変動リスク

当社グループの借入金は変動金利であるため、市場金利の変動リスクに晒されております。変動金利借入金の金利変動リスクを低減するため、借入金の一部につき、金利スワップ契約を締結しております。

⑤　価格変動リスク

当社グループは、金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する金融商品はありません。金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	連結財政状態計算書額	公正価値	差額
① 現金及び現金同等物	7,243,860	7,243,860	－
② 営業債権及びその他の債権			
リース債権	3,619,006	4,747,036	1,128,030
③ その他の金融資産			
有価証券	146,116	146,116	－
デリバティブ	14,709	14,709	－
差入保証金	1,100,951	1,077,197	△23,754
建設協力金	1,155,382	1,136,005	△19,377
貸付金（※１）	2,429	2,440	11
資産計	13,282,453	14,367,363	1,084,910
④ 借入金			
長期借入金（※２）	25,170,454	25,109,974	△60,480
⑤ その他の金融負債			
リース債務（※３）	1,352,130	1,841,616	489,486
預り保証金	2,970,157	2,725,489	△244,668
建設協力金	2,481,770	2,440,905	△40,865
負債計	31,974,511	32,117,984	143,473

(※１) １年内回収予定の長期貸付金を含めております。
(※２) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
(※３) １年内返済予定のリース債務を含めております。

上記の公正価値の算定方法は次のとおりであります。

・リース債権

リース債権の公正価値については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

・有価証券

有価証券の公正価値は、投資先の事業計画を基に、ディスカウント・キャッシュフロー法により算定しております。

・デリバティブ

金利スワップの公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

・差入保証金及び建設協力金（その他の金融資産）

差入保証金及び建設協力金（その他の金融資産）の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割り引いた現在価値により算定しております。

・貸付金

貸付金の公正価値については、元利金の受取見込額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

・長期借入金

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値に基づき算定しております。

・リース債務

リース債務の公正価値については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

・預り保証金及び建設協力金（その他の金融負債）

預り保証金及び建設協力金（その他の金融負債）の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割り引いた現在価値により算定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり親会社所有者帰属持分　545円66銭

(2) 基本的１株当たり当期利益　102円62銭

(3) 希薄化後１株当たり当期利益　99円48銭

（注）当社は、2016年４月１日開催の臨時株主総会の決議により、2016年４月20日付で種類株式の内容を普通株式の内容に変更し、また同日開催の取締役会の決議により、2016年４月20日付で普通株式１株につき150株の割合で株式分割を実施しておりますが、基本的１株当たり当期利益及び希薄化後１株当たり当期利益につきましては、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～38年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を適用し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

ソフトウエア（自社利用）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込み額の当事業年度負担額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	671,827千円
建物	321,691千円
土地	1,229,125千円
合計	2,222,643千円

（注）担保に係る債務は、当社の連結子会社である株式会社コメダの借入金25,300,000千円に係るものであります。

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額	548,367千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	326,978千円
短期金銭債務	57,031千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	3,059,037千円
営業費用	32,208千円
営業取引以外の取引による取引高	8,154千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,463千円
株主優待引当金	61,115千円
建物	46,532千円
土地	173,676千円
関係会社株式	494,347千円
新株予約権	24,703千円
その他	282千円
繰延税金資産小計	810,118千円
評価性引当額	△692,852千円
繰延税金資産合計	117,266千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年３月29日に国会で成立し、2016年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。また、当社は当事業年度中に資本金が１億円超となったため、法人事業税の外形標準課税の適用法人となっております。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.1％から2017年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、2018年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.4％に、2019年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、8,977千円減少し法人税等調整額が同額増加しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注６）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱コメダ	100.0%	債務の保証 担保の提供 金銭貸借 経営指導 不動産の賃貸 業務委託 役員の兼任	子会社の銀行借入金に対する債務の保証及び担保の提供（注１）	25,300,000	－	－
				資金の借入（注２）	1,200,000	関係会社短期借入金	2,200,000
				経営指導料の受取（注３）	788,012	売掛金	306,368
				不動産賃貸料の受取（注４）	76,332	売掛金	20,610
				手数料の支払（注５）	32,208	未払金	8,352
				利息の支払（注２）	8,154	未払費用	8,154

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）当社は、株式会社コメダの銀行借入に対して債務の保証及び担保の提供を行っております。なお、保証料は受取っておりません。

（注２）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の提供は行っておりません。

（注３）経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

（注４）不動産の賃貸料は、近隣の取引実勢に基づき、物件の所有、管理に係る諸経費等を勘案して決定しております。

（注５）手数料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

（注６）取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 役員又は主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	駒場雅志	（被所有）直接 0.1%	当社取締役	ストック・オプションの行使	15,030	－	－

（注）１．2014年11月28日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

２．「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　347円55銭

(2) １株当たり当期純利益　50円69銭

（注）当社は、2016年４月１日開催の臨時株主総会の決議により、2016年４月20日付で種類株式の内容を普通株式の内容に変更し、また同日開催の取締役会の決議により、2016年４月20日付で普通株式１株につき150株の割合で株式分割を実施しておりますが、１株当たり当期純利益につきましては、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。